

## 錦江町農業委員会 1月総会議事録

○ 開催日時 平成28年1月19日(火) 午後4時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第40号 農地法第3条許可申請について

議案第41号 農地法第4条許可申請について

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第43号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第44号 平成26年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について

議 長	<p>只今より平成28年1月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に19番 鈴委員と20番 本釜委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第40号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第40号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号23号の譲渡人は、H・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字堀ノ内5, 738番、地目は畑、地積は2, 153㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はH・Rさん、H自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>H・Rさんの経営状況は、世帯員4名、労働力2名、自作地6, 843㎡で、水稲、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター・軽トラック各2台、管理機1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、19番 鈴委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

	19番 鈴委員お願いいたします。
19番 鈴委員	この案件は元々このH・Rさんが、H・Tさんの畑を借りて作っていらっしゃいましたけれども、今回、Hさんから買って欲しくないかという相談がございまして、私の所にもどのくらいするかということで来ましたので、間に入って大体相当〇〇万円で相談をまとめたところでございます。今までも作っていらっしゃったところで、非常に綺麗に作っておられまして、何ら問題は無いと思っておりますのでご報告申し上げます。終わります。
議長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第40号を採決します。 お諮りします。 議案第40号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第40号 農地法第3条許可申請について、原案のとおり決定しました。
議長	次に「議案第41号 農地法第4条許可申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第41号について説明いたします。 受付番号3号につきましては、農家住宅建設のための転用申請となっております。申請人はF・Mさん、K自治会在住の方です。 申請地は、城元字迫ノ前1, 555番11、地目は畑、地積は546㎡となっております。 6頁から10頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。 この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。 以上です。

議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号3号について、17番 鳥越委員をお願いします。</p>
17番 鳥越委員	<p>これは去年の7月に農振除外申請が出ていた物件で、今回、関係書類が全部揃ったということで、宅地にするための転用申請が出たところです。息子さんは今現在、M団地に住まわれて、お父さんと、婿さんですけれども、一緒にお茶を経営されている、若くて今から錦江町の農業を背負っていく一人なのかなという気がしますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第41号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第41号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第41号 農地法第4条許可申請については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に「議案第42号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第42号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号8号の譲渡人は、M・Tさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字木道平7，495番3、地目は畑、地積は463㎡と、神川字木道平7，496番3、地目は畑、地積は2,667㎡で、2筆の合計は3,130㎡となっています。</p>

	<p>一方譲受人は、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、農地中間管理事業の特例事業によりまして、振興公社が所有権を取得するものです。</p> <p>なお、本件につきましては、F・Mさんが3年後に買い戻す予定であります。この件の担当調査員は1番 宿利原委員です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、私の方で調査報告を行います。</p>
1 番 宿利原委員	<p>この物件は、F・Mさんがずっと前から借りておりまして、前から買いたいということで出していたんですが、中々踏み切らずにいましたが、この件につきましては地域振興公社を利用して買うということであります。お金の方は全部で1〇〇万円です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査報告を行いました。質疑はありますか。</p>
1 9 番 鈴 委員	<p>場所はどのあたり。</p>
1 番 宿利原委員	<p>南部開発地の、今度、大根やぐらの駐車場にしたところです。</p>
議 長	<p>他に質疑はありますか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第42号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第42号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第42号については、原案のとおり決定しました。</p>

議 長	<p>次に「議案第43号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は24筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第43号のうち、受付番号613号から617号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第43号のうち、受付番号613号から617号までについて説明いたします。</p> <p>まず、受付番号613号の貸し人はH・Tさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字滝ノ上5，882番4、地目は田、地積は1，664㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年1月20日から平成32年12月14日までで、小作料金は2，100円となっています。</p> <p>一方、借り人は、S・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者3名、雇用が5名で300日、自作地50，051㎡、小作地118，673㎡で、甘藷、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、芋ハーベスター、トラック各3台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は7番 毛下委員です。</p> <p>次の受付番号614号から616号までの貸し人はK・Yさん、B自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、614号が城元字不動ケ上2，576番1、地目は畑、地積は10，659㎡、615号が城元字不動ケ上2，576番2、地目は畑、地積は297㎡、616号が田代麓字馬場頭3，588番3、地目は畑、地積は175㎡で、3筆の合計は11，131㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年1月20日から平成37年12月14日までで、使用</p>

	<p>貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>一方、借り人は、K・Kさん、B自治会在住の方です。</p> <p>K・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、自作地67,570㎡で、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、軽トラック、下刈り機、摘採機各1台となっています。</p> <p>受付番号614号から616号までの担当調査員は12番 鍋委員です。</p> <p>次の、受付番号617号の貸し人はN・Eさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は神川字寺ノ上4,881番1、地目は畑、地積は2,954㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年1月20日から平成32年12月14日までで、小作料金は18,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、M・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>M・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地5,789㎡、小作地12,785㎡で、水稻、馬鈴薯、人参を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各2台、田植機、トラック、軽トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は13番 徳永委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号613号について、7番 毛下委員をお願いします。</p>
<p>7番 毛下委員</p>	<p>借り人のS・Kさんは認定農家でもあり、今までも借りていらっしゃって、甘藷を植えてもらってました。今はもう綺麗に耕運されていますので、引き続き借りて頂きたいと、貸し主さんもそう言われていますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号614号から616号までについてを、12番 鍋委員をお願いします。</p>
<p>12番 鍋委員</p>	<p>はい。説明いたします。</p> <p>614から616の3つの案件について説明いたします。貸し人と借り人は親子関係にあたります。そしてこれは農業者年金の受給に絡むものと思います。</p> <p>資料にもありますとおり、614と615については茶畑で、616は自宅の</p>



	<p>直ぐそばにある菜園となっています。息子のKさんは、現在の茶業界の厳しさから補助事業等を利用して一部抜根をするなど、規模縮小をされつつありますが、下払いなど圃場等の管理もしっかりされておられ、錦江町の定める要件をクリアされておられますので、何ら問題は無いものと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号617号についてを、13番 徳永委員お願いします。</p>
13番 徳永委員	<p>この617号は、私のミスで昨年の10月には利用権設定を継続で書類を作り上げていたんですが、事務局の方に提出するのをすっかり忘れておまして、今回審議して頂く事項です。</p> <p>継続ですけれども、Mさんの方は他の自分の土地、借りてる土地を含めて良く管理されておりますので、何ら問題は無いと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第43号のうち、受付番号613号から617号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第43号のうち、受付番号613号から617号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第43号のうち、受付番号613号から617号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第43号のうち、受付番号618号から632号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局

それでは、議案第43号のうち、受付番号618号から632号までについて説明いたします。

受付番号618号から632号までについては、農地中間管理事業に係る案件となります。

まず、受付番号618号から621号までの貸し人はM・Kさん、K自治会在住の方です。

申請地は城元字不動ケ上2、576番1他3筆で、4筆の合計地積は2,928㎡となっています。

貸付期間は、平成28年3月1日から平成38年2月28日までで、小作料は、618号が製茶5kg、619号が15,000円、620号が10,000円、621号が米35kgで1俵となっています。

Mさんについては、経営転換協力金の対象となっています。

次の受付番号622号の貸し人はO・Eさん、S自治会在住の方です。

申請地は城元字大田中1、150番3、地目は田、地積は1,499㎡となっています。

貸付期間は、平成28年3月1日から平成38年2月28日までで、小作料は45,000円となっています。

Oさんについても、経営転換協力金の対象となっています。

次に受付番号623号から626号までの貸し人はT・Kさん、Y県在住の方です。

申請地は馬場字西ノ下837番他3筆で、4筆の地積の合計は5,799㎡となっています。

貸付期間は、平成28年3月1日から平成38年2月28日までで、使用貸借のため小作料発生しません。

Tさんについても、経営転換協力金の対象となっています。

次の受付番号627号の貸し人はK・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は城元字大田中1、155番、地目は田、地積は789㎡となっています。

貸付期間は、平成28年3月1日から平成38年2月28日までで、小作料は30,000円となっています。

Kさんについても、経営転換協力金の対象となっています。

次に受付番号628号から631号までの貸し人はM・Aさん、O自治会在住の方です。

申請地は田代川原字籠松2521番1、他3筆で、4筆の地積の合計は3,7

	<p>37㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年3月1日から平成38年2月28日までで、小作料金は、合わせて製茶5kgとなっています。</p> <p>Mさんについては、耕作者集積協力金の対象となっています。</p> <p>次の受付番号632号の貸し人はU・Kさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字牧4,403番7、地目は畑、地積は7,245㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年3月1日から平成38年2月28日までで、小作料は20,000円となっています。</p> <p>Uさんについても、耕作者集積協力金の対象となっています。</p> <p>再配分予定者については、配分計画案の中ほどに記載してありますのでお目通しください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
8番 寺田委員	<p>物納の場合はどうなるんですか。物納でしょうお茶とか製茶5kgとか。お金の場合は機構から借りた人が機構に小作料を払う訳でしょう。その中のこの製茶とか、米35kgとか、物納の場合は本人が直接。中間管理事業で機構なんだけれども、この物件に対しては、機構から借りた人が集積金を貰った人に真直ぐ払うということですか。</p>
事務局	<p>そうなります。最初は物納は認めないということをお願いしていましたが、どうしても物納じゃないというのがありまして、物納も認めましょうということになりました。その場合、中間管理機構に一旦納めてという訳に行きませんので、再配分された方が地主さんに直接持っていくと。直接払うということで、物納も認めるということになったところです。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第43号のうち、受付番号618号から632号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第43号のうち、受付番号618号から632号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第43号のうち、受付番号618号から632号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで鍋委員の退席を求めます。</p> <p>(鍋委員退席)</p>
議 長	<p>次に議案第43号のうち、受付番号633号から636号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に受付番号633号から636号までの貸し人はN・Yさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字牧4, 403番4、他3筆で、4筆の地積の合計は12,907㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年3月1日から平成38年2月28日までで、小作料金は、633号、634号が各20,000円、635号が13,000円、636号が12,000円となっています。</p> <p>Nさんについても、耕作者集積協力金の対象となっています。</p> <p>再配分予定者については、配分計画案の中ほどに記載してありますのでお目通してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第43号のうち、受付番号633号から636号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第43号のうち、受付番号633号から636号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第43号のうち、受付番号633号から636号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで鍋委員の入室を求めます。</p> <p>(鍋委員入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第44号 平成26年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第44号 平成26年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について説明いたします。</p> <p>この件につきましては、町長より平成26年度に実施した地籍調査のうち、地目を変更した神川地区の直営分220件と外注分211件、田代麓地区の138件について、協議の上、1月25日までに回答するよう依頼があったものであります。</p> <p>資料として添付しております町長からの協議依頼文書の鑑の写しをご覧くださいと思いますが、神川地区については、直営分で農地からの地目変更が214件と農地への地目変更が6件、外注分で農地からの地目変更が170件と農地への地目変更が41件、田代地区については、田代麓地区で農地からの地目変更が121件と農地への地目変更が17件となっております。</p> <p>個別の変更内容につきましては、これから回覧します資料で確認をお願いします。</p> <p>調査地区としては、桜原自治会周辺と表木、折小野自治会周辺となっておりますが、しばらくの間、それぞれの内容について確認・検討をいただいて、後ほど協議をお願いしたいと思います。</p>

議 長	<p>それでは、しばらくの間、資料を確認の上、検討をお願いします。 しばらく休憩します。</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、内容を確認いただいたと思いますので、協議をお願いいたします。 意見、質問など、ある方はどなたからでも結構ですので、出していただきたい と思います。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、特に意見がなければ採決に入ります。 お諮りします。 議案第44号 平成26年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協 議について」は、原案のとおり変更分を承認することに異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第44号 平成26年度に実施した地籍調査に伴う農地 の地目変更の協議については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成28年1月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了い たします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

19番

20番

議事録調整者 窪 和人